

千葉市公立保育所長会議開催要領

(目的)

第1条 千葉市の公立保育所・認定こども園がその機能を十分果たすため、保育所（園）長が相互に連携し、研鑽を図るとともに適切な施設運営に努めるよう、保育所長会議（以下「会議」）を開催する。

(主催)

第1条 会議は幼保指導課が主催する。

(定義)

第2条 この要領で行政区とは、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区と緑区を合わせた若葉・緑区、及び美浜区をいう。

(会議の種類)

第4条 会議の種類は、定例保育所長会議、行政区保育所長会議及び代表保育所長会議とする。

(定例保育所長会議)

第5条 定例保育所長会議は、原則として、月1回開催する。

- 2 保育所長会議は、幼保指導課から保育施策等に関する議題の提案、事務連絡及び報告を行うとともに、必要に応じて保育所（園）の共通の問題について協議し、各行政区間の連絡調整を図る。

(行政区保育所長会議)

第6条 行政区保育所長会議は、原則として、行政区毎に月1回開催する。

- 2 行政区保育所長会議は、幼保指導課から提案のあった議題を検討するとともに、保育所運営に関する各行政区の諸問題について協議する。

(代表保育所長会議)

第7条 代表保育所長は、認定こども園長及び各行政区2人とし、幼保指導課長が選任する。なお、保育所長のうち、幼保指導課主幹の職にある者は、必ずこの任に充てるものとする。

- 2 代表保育所長会議には、代表保育所（園）長の互選により議長及び副議長を置く。
- 3 代表保育所長会議は、原則として、月1回開催する。
- 4 代表保育所長会議は、必要に応じて、幼保指導課が提案する行政施策に関わる事項について協議するとともに、行政区保育所長会議から提案のあった協議事項及び研修について検討を行う。

(臨時会議)

第8条 幼保指導課は、必要に応じて、それぞれ臨時に会議を開催することができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は幼保指導課長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。